

様式第1号（第4条関係）

本人通知制度事前登録申込書

広陵町長 殿

年 月 日

申 込 者	住 所	〒 ー	
	氏 名	㊟	
	連絡先	ー ー	
申込者の区分	1 本人      2 法定代理人      3 法定代理人以外の者		

広陵町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり事前登録を申し込みます。

通知を希望する者の氏名 <small>(住民票、戸籍等に記載がある者)</small>	フリガナ		
	旧 姓 <small>(ある方のみ)</small> ㊟		
生 年 月 日	年 月 日	性 別	男 ・ 女
住 所	〒 ー		
本 籍		筆頭者	
連絡先（電話番号）	ー ー		

法定代理人が申込みをする場合は、下記に記入してください。

法定代理人の区分	1 未成年者の法定代理人      2 成年被後見人の法定代理人		
氏 名	フリガナ		
	㊟		
住 所	〒 ー		
連絡先（電話番号）	ー ー		

注1 各欄に必要な事項を記入し、該当する番号に○印をつけてください。

注2 次の書類を提出し、又は提示してください。

- (1) あなたが本人であることを証明する書類（住民基本台帳カード、旅券、運転免許証等）
- (2) あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本等）
- (3) あなたがこの申込みに係る法定代理人以外の者であるときは、併せてその旨を証明する書類（委任状等）

注3 登録者名簿の登録日は、申込み受付の翌日となり、登録期間は3年です。

登 録 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
---------	---------------

※次の欄は、記載しないでください。

受 付		事前登録		本人等の確認書類						
No.		<input type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> 法定代理人	<input type="checkbox"/> その他の代理人	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード	<input type="checkbox"/> 旅券	<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 健康保険証	<input type="checkbox"/> その他	[
住 基		戸 籍		受付簿冊		通知発送		備 考		
入力	確認	入力	確認	入力	確認	発送日				

## 住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度について

- 1 この制度は、広陵町において、この制度により事前登録をした者（以下「事前登録者」という。）に係る住民票（除票を含む。）の写し、住民票記載事項証明書、戸籍附票（除附票を含む。）の写し、戸籍（除籍を含む。）謄抄本（以下「住民票の写し等」という。）を第三者（本人等<sup>(注)</sup>の代理人及び本人等以外の者（国又は地方公共団体の機関を除く。）をいう。以下同じ。）に交付したときに、その事実について通知するものです。

（注）本人等＝（住民票関係）本人又は本人と同一の世帯に属する者  
（戸籍関係）本人、本人の配偶者、直系尊属又は直系卑属

- 2 第三者に事前登録者の住民票の写し等を交付したときは、事前登録者又は法定代理人に住民票の写し等交付通知書を送付します。なお、通知書を発送するまでには事務処理の期間が必要となりますのでご了承願います。
- 3 通知の内容は、住民票の写し等を第三者に交付した年月日、交付証明書の種別、交付通数、交付を受けた第三者の種別（代理人又は第三者の別）です。交付を受けた第三者の氏名等は通知の対象となりません。また、要綱第8条により通知の対象にならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。なお、通知の内容以外の情報が必要な場合は、広陵町個人情報保護条例（平成17年3月広陵町条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、自己情報の開示請求をすることができます。  
\*ただし、開示請求が認められた場合においても、条例の範囲内での情報が開示され、希望する情報がすべて開示されるとは限りません。  
なお、通知の送付先については、事前登録者又は法定代理人の住民登録地になります。
- 4 住民票の写し等交付通知書は、事前登録者についての住民票の写し等を第三者に交付した場合に限り通知するものです。なお、事前登録者と同一世帯の住民票、戸籍簿に記載されている方であっても、事前登録者をしていなければ通知の対象となりませんのでご注意願います。
- 5 転出又は転居、戸籍届出等により、事前登録した内容に変更が生じた場合、又は事前登録を廃止する場合は届出が必要です。届出をしなければ、通知が届かなくなりますのでご注意ください。
- 6 事前登録者が次のいずれかに該当する場合は、事前登録を廃止します。
  - (1) 登録期間が満了し、事前登録更新の申込みがなかったとき。
  - (2) 死亡、所在不明等により住民票が消除されたとき。
  - (3) 日本国内に住所を有しなくなったとき。
- 7 事前登録者は、疾病その他やむを得ない理由により自ら手続きをすることができない場合は、代理人により事前登録の変更・廃止の届出をすることができます。ただし、この場合は、委任状及び本人と代理人双方の身分証明書が必要となります。
- 8 事前登録の期間は、登録日（受付日の翌日）から3年間です。引き続き登録を希望される方は、当該期間が満了する日の1ヶ月前から更新の手続きをすることができます。登録更新したときの新たな登録期間の開始日は、従前の登録期間満了日の翌日とします。なお、登録の期間満了の通知は、いたしませんのでご注意願います。